

# 船舶事故調査報告書

平成24年10月11日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年12月18日 09時20分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市小机島南西方沖 壱岐市所在の壱岐長島灯台から真方位146° 2,020m付近 （概位 北緯33° 42.5′ 東経129° 38.5′）
事故調査の経過	平成23年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>なだよし</sup> 灘吉丸、2.99トン NS3-71328（漁船登録番号）、個人所有 9.15m (Lr) × 2.05m × 0.68m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和50年12月16日 B 漁船 おとば、0.9トン NS3-74098（漁船登録番号）、個人所有 6.26m (Lr) × 1.82m × 0.72m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、平成12年4月13日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月7日 免許証交付日 平成22年2月4日 （平成27年4月18日まで有効） B 船長B 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年11月17日 免許証交付日 平成21年2月5日 （平成26年11月16日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 右舷外板、防舷材及び操舵室入口扉並びに操舵室内航海計器の破損 B 船首及び船底外板の擦過傷

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、小机島南西方沖を約3ノット(kn)の速力で手動操舵により北西進中、船長Aが、操舵室入口に設置した椅子に左舷方を向いて腰を掛け、時々、椅子から立ち上がり右舷方の状況を確認しながら、手釣りを行っていた。</p> <p>船長Aは、付近にいる船舶の数が少なかったため、衝突の約10分前ごろから右舷方の状況を確認しておらず、仕掛けを替えようと後方を向いたとき、B船が右舷方から接近していることに気付いたが何もできず、平成23年12月18日09時20分ごろA船の右舷後部とB船の船首とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、小机島南西方沖を漁場に向けて約13knの速力で手動操舵により南西進中、船長Bが、右舷方からの飛沫が体にかかるのを避けるために操縦スタンドの後方にしゃがみ込んで航行していた。</p> <p>船長Bは、そのままでは前方が見えないので、操縦スタンドの足もとに設置されたGPS機能付き魚群探知機(以下「GPS魚探」という。)の画面に残された過去の航跡を見ながら航行していたところ、左舷前方にいたA船に気付かず、B船とA船とが衝突し、B船の船首がA船の操舵室付近に乗り揚げた。</p> <p>船長Aは、衝突により椅子から投げ出され、しばらくの間、意識を失い、衝突前後の記憶がなかった。</p> <p>船長Bは、機関を後進にかけてA船から離れ、航行を続けていたA船に接近し、意識が回復した船長Aに状態を尋ねたところ、腰の痛みを訴えたので、A船に接舷して乗り込み、A船の機関を停止して船長AをB船に移乗させ、A船の錨を投下したのち、吉崎市郷ノ浦港に帰港した。</p> <p>B船は、郷ノ浦港に停泊中の海上保安庁の巡視艇にA船と衝突したことを伝えて救急車の手配を依頼し、船長Aは病院へ搬送された。</p> <p>A船は、船長Bが投下した錨のロープが短かったために漂流していたが、船長Bを伴った巡視艇に発見され、えい航されて郷ノ浦港に入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船は、レーダーがなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、小机島南西方沖を北西進中、船長Aが、椅子に左舷方を向いて腰を掛け、手釣りを行っていたところ、付近にいる船舶の数が少なかったため、衝突の約10分前ごろより、右舷方の見張りを行って</p>

	<p>いなかったことから、B船が右舷方に接近して気づき、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、小机島南西方沖を南西進中、船長Bが、飛沫が体にかかるのを避けるために操縦スタンドの後方にしゃがみ込み、GPS魚探の画面に残された過去の航跡を見ながら航行しており、見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、小机島南西方沖を、A船が北西進中、B船が南西進中、船長A及び船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飛沫が体にかかるような場合でも、雨具を着用するなどし、見張りを継続すること。</li> </ul>